

神政連は
結成五十周年を
迎えました。

特集

考 慮

神政連レポート

こころ N°・二一〇

大嘗祭を考える

大嘗祭の伝統を

いかに継承していくか

「令和」最初の新年を迎えて

天皇陛下御即位を

お祝いする国民祭典 報告

進まない憲法論議の現状と

野党の存在

安倍首相靖國参拝東京訴訟

最高裁が上告を棄却

神政連が取り組む課題



Shinto Association of
Spiritual Leadership

「令和」最初の新年を迎えて

令和の御代初め
ての新春を寿ぎ、御
皇室の弔栄を衷心
より御祈念申し上
げます。

平成から令和に

御代替りをした昨年は、新元号『令和』の発表に始まり、上皇陛下の「退位礼正殿の儀」、翌五月一日には天皇陛下が剣璽等を承継、践祚あそばされ「即位後朝見の儀」に臨まれました。五月には大嘗祭斎田の点定。十月二十二日、天皇陛下が「即位礼正殿の儀」に臨まれ、高御座に昇られて内外に即位を宣言されました。「祝賀御列の儀」は素晴らしい好天に恵まれ、十一月十四・十五日には「大嘗祭」が厳粛に斎行になり、これら全ての儀式・行事が全国民の祝意の中で恙無く肅々と執り行われたことは、実に慶賀に堪えない次第であります。民間における祝賀の中央



神道政治連盟副会長
加藤 治樹

式典「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」には延べ七万人を超える参加者があり、天皇皇后両陛下が「重橋にお出ましになられました。地方においても、神社界が中心となつた祝賀行事が全国各地において盛大に開催されるなど、正に御大礼祝賀一色の年となりました。

さて、この度の御代替りの諸儀式は平穏に終了しましたが、次に国会で論議となるのが、皇室典範特例法の附帯決議、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」といわゆる「女性宮家の創設等」の検討です。「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」について政府は、現在、定まっている皇位を継承される方々の順位は守った上で検討を重ねるとしています。これら附帯決議の検討は、本年四月の「立皇嗣の礼」終了後から始められるとの報道があり、我々には目を離せない重大関心事です。日本の皇室は世界で唯一、父方の血統を百二十六代繋いで君民共に歩んで來た

年後の二十三年には参議院にも憲法審査会が設置され、それぞれ既に衆院では十年六ヶ月、参院でも八年八ヶ月を経過しました。国民世論が憲法改正論議の活性化を望んでいるにも関わらず、審議が空転を続けることは立法府の怠慢であり、国会自らが国民の主権を奪つていてることに他なりません。

神道政治連盟では憲法改正に広く理解を得るため、そして来る国民投票に備えるため、地方主要都市での「公開憲法フォーラム」を開催しています。既に福岡、大阪、名古屋、金沢での実施を終え、次に埼玉での開催が決定しています。更に「憲法改正推進標語」を一般公募して改正推進の機運を昂めるための準備も進めているところです。

神道政治連盟は昨年十一月、結成から五十年を数えました。本年、五十周年を迎える国会議員懇談会と合同で、来る六月の中央委員会に併せて記念式典の開催を予定しています。この五十年間、最重要事項として取り組み続けてきた「皇室の尊厳護持」と「日本国憲法改正」運動に会員各位の倍旧のお力添えをお願い申し上げる次第です。

大嘗祭を考える－大嘗祭の伝統をいかに継承していくか

令和の大嘗祭は、昨年十月二十一日の即位の礼が終わつたあと、十一月十四日の夕から翌十五日の午前にかけて、深夜の冷氣と月明りのなかで嚴肅に斎行された。祭儀が執り行われた皇居・東御苑の大嘗宮は、後に一般にも公開され、わずか二週間余の短い期間に、八十万近くの見学者が全国から訪れた。その簡素にして清々しい佇まいに、多くの人々が感銘を受け、大嘗祭についての国民の関心は更に高まつた。

大嘗祭は何年かに一度の、御代替りに伴う歴史的な大典である。それは中断された時期も含め、千年以上前の長い歴史と伝統をもつ。そのような重要な皇室の祭儀に参列する貴重な機会を与えた一人として、改めて大嘗祭の原点に思いを致し、その意義や精神についてどのように受け止め、国民として認識を共有していくべきかを考えてみたい。

宮内庁は、大嘗祭の参列者に対し、あらかじめ「大嘗祭について」と題する説明文を配布し、その意義について、「大嘗祭は稻作農業を中心とした我が国が社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、改めて、大嘗宮において、新穀を皇祖（天照大神）及び天神地祇（すべての神々）にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穣などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穣などを祈念される儀式である」と記し、さらに「それは、皇位の継承があつたときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である」と説明していた。

新嘗祭と皇位の神聖性について

政府・宮内庁は、戦後の日本国憲法下で、天皇の行う皇室祭祀の公的性質について、国の機関に対する憲法の政教分離の原則から認めようとしなかつた。しかし、大嘗祭に關しては、前回の平成時から、宗教法上の儀式としての性質を有することを認めつつも、憲法上の皇位の世襲制を重視して、國家が手だてを講ずべき皇室の公的行事（ということは國事行為でない國の公的行為と解される）として認めるにいたつた。それで費用についても、内廷費ではなく宮廷費として国費から支出することを承認した。令和の今次も前例を踏襲し、無事平穏に挙行できたのは何よりであった。

新嘗祭と皇位の神聖性について

宮内庁のこの大嘗祭の説明では、新嘗祭の語と説明が出てこない。しかし、一世に一度の大嘗祭は、天皇が毎年秋に宮中の神嘉殿で行っている最も古くて重要な新嘗祭と、その根本の精神においては変わらない。大嘗祭は、天皇が即位して最初に迎える新嘗祭を皇位の繼承に伴う最重要な国家的祭儀として、伝

統的に行ってきたものである。

新嘗祭は毎年に十一月二十三日の夕刻から深夜の翌日にかけて、夕の儀と暁の儀の二回、重ねて行われる。昭和天皇以来、皇居の御田でみずから稻作して収穫された新穀の米と粟、それに全国都道府県から供進された米と粟の新穀から、御饌の御飯と御粥、それに白酒と黒酒の御酒をつくり、皇祖の天照大神及び天神地祇にそれらをお供えになり、みずからも召し上がる。この新嘗祭の眼目は、皇祖より授かつた斎庭の稻穂に根源する天皇と天下万民の命の糧である貴い稻の新穀を、みずから食して新たな生命力を得、感謝して五穀豊穰と、それによる国民の生活の安定と国の平和を祈念するところにある。このような祭祀をなしうる資格のあるのは、建国以来天皇御一人だけである。それゆえ、「皇位」とは本来、皇祖神に対する祭り主としての地位と理解すべきであり、初代の神武天皇以降、近代の明治憲法での元首の地位であれ、現憲法上の象徴としての地位であれ、それはこの神聖な祭り主の地位を前提にした一体のものとして認識しなければならないのである。

糧である貴い稻の新穀を、みずから食して新たな生命力を得、感謝して五穀豊穰と、それによる国民の生活の安定と国の平和を祈念するところにある。このような祭祀をなしうる資格のあるのは、建国以来天皇御一人だけである。それゆえ、「皇位」とは本来、皇祖神に対する祭り主としての地位と理解すべきであり、初代の神武天皇以降、近代の明治憲法での「元首」の地位あれ、現憲法上の象徴としての地位であれ、それはこの神聖な祭り主の地位を前提にした一体のものとして認識しなければならないのである。

大嘗祭の意義とその公的性格について

神道政治連盟首席政策委員
田尾 憲男

践祚された天皇が直ちに皇位のみしるしである神器の剣璽を承継される儀式を行い、時をおいて内外に即位を宣言する国事としての即位の礼を行い、さらに国民協賛のもと最初の新嘗祭の大嘗祭として潔斎に潔斎を重ねて清浄厳粛に行う。これらのわが国の皇位継承の一連の諸儀式は、古事記や日本書紀の史書に見るわが国の始まりの物語にまでさかのぼって考えるのでなければ、その大事な意義は理解できないのである。

天皇と国民協賛の大嘗祭

大嘗祭の本義といわれるものは、天皇陛下が、夕の六時半から悠紀殿供饌の儀を、翌朝深夜の午前零時半からさらに主基殿供饌の儀を、各々三時間ほどかけて二回、全く同じく行われるところにある。陛下は、斎火がともされた両殿の内陣に唯御一人正座され、神座に招かれた皇祖・天照大神と相対される。そ

して古式に則り竹の御箸で一つひとつの神饌を丁寧に御親供され、五百回以上にも及ぶといわれるその御所作をすべて終えられてから神前に御告文をお奏

の方々にとっては、それは大変名誉なことであり、生産と献納に協力されたそれぞれの地方の人々にとっても、それは大きな喜びであり、また今後の大きな励みとなっている。

このように、都道府県民がひとしく喜びをもつて協賛し、天皇陛下はその協賛を得て、御一代の願いも込めて国家と国民のために大嘗祭を斎行され、それによつて東西の日本と全国民の心を一つに統合されるのである。過去日本民族は、稻作が始まつて以来、数えきれないほどの飢饉にみまわれ、夥しい人々が餓死している。国民の一人も食に飢えることのないよう豊作を祈られる天皇陛下の毎年の新嘗祭と、一代一度の重儀の大嘗祭が、これからも滯ることなくいつまでも続くことを願い、我々国民はそれを支え守る努力をこれからも続けていかなければならないのである。

して、律令制国家の形成をめざして、天皇の下に精神的に統合することに大いに意義のあつたことだろうと思われる。近代では、明治天皇の大嘗祭が、幕末以来の対外的危機と戊辰戦争後の諸藩の対立感情を解消して、天皇の下で中央集権的立憲国家の形成のための国民統合に大きな意義をもつた。また、潔斎清淨の精神を第一義とする大嘗祭は、臨時の大祓を伴つており、国政に関わる文武官への精神的覚醒の意義をもつものであつた。稻作と食糧やエネルギーなどの危機、政治の混乱や腐敗はこれからも必ず起こる。国民はそれを見据えておく必要がある。

大嘗祭には、内閣総理大臣ら三権の長をはじめ、国と地方の代表者並びに民間各界の代表者ら五十人が参列した。今日、天皇を日本国民統合の象徴として支える責任ある立場のこうした人々が、これから先も明確な意思と熱意をもつて、大嘗祭と新嘗祭の皇室祭祀の伝統を、国家・国民の為のものとして精神的にも財政的にも支え、意義あらしめていくかを考えるとともに、心ある国民は力を合わせてそれを見守る努力をしていくことが大事であろう。

国家の危機と天皇の祭祀

しになり、最後にみずから御直会されるのである。この二つの祭儀で約六時間、潔斎や祭服お召し替えの時間を含めれば九時間にも及ぶ大変な儀式である。何ゆえに天皇陛下は、このように長時間かけ悠紀と主基の祭儀を同じく二回も行われるのだろうか、よく考えてみなければならない。

とくに祭儀で神々にお供えする神饌としては、今年は悠紀殿に東の悠紀地方を代表する栃木県の高根沢町の斎田の悠紀田から、主基殿には西の主基地方を代表する京都府の南丹市八木町の斎田の主基田から、それぞれに清浄な新穀が供進されている。

他に庭積机代物として四十七都道府県から精米各一・五キロと、畑作物の精粟が二十五都府県から各〇・七五キロが献上された。それらは大嘗祭のあと一日にわたつて催された大饗の儀の饗膳の料理として参列者にもふるまわれた。

さらに大嘗宮の帳殿に置かれる庭積机代物としては、全国四十七都道府県からもれなく、五品目を限度に多種の農林水産物の特産品がそれぞれ献納されている。精魂込めてつくられた全国の生産者代表

天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典 報告

令和元年五月一日に践祚された天皇陛下の御即位を奉祝する『天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典』が、昨年十一月九日に「天皇陛下御即位奉祝委員会」、「天皇陛下御即位奉祝議員連盟」、「(公財)日本文化興隆財団」が主催となり、第一部の「奉祝まつり」と第二部の「祝賀式典」の二部構成にて行われ、当日の皇居前広場・皇居外苑には約七万人が参加しました。

第一部の「奉祝まつり」では、内堀通り及び皇居外苑を会場に、午後一時より四時頃まで、全国各地の郷土芸能などによる祝賀パレード、神輿渡御が行われました。祝賀パレードは、桔梗門前から祝田橋までの内堀通りにて行われ、大日章旗を先頭に、警視庁音楽隊、東京消防庁音楽隊カラーガーズ隊、全日本鼓笛バンドフォーミュバトン連盟が演奏・行進し、全国から集まつた十四団体による郷土芸能も併せて披露されました。神輿渡御は、皇居外苑の二重橋前交差点付近にお

ル氏の古事記を題材とした絵画に合わせて「国生み神话」が朗読され、水に関する陛下のお取組みや被災地へのお見舞いの様子が映像で紹介された他、能楽師野村万蔵氏による「大田樂」も披露されました。午後六時過ぎ、参加者が提灯に灯を燈して両陛下をお迎えする準備を整えると、天皇皇后両陛下は特設舞台の近く、正門石橋にお出ましになられました。両陛下の御姿が大型ビジョンに映し出されると、皇居前広場を埋め尽くす参加者は一斉に提灯と国旗小旗を振り、両陛下をお迎えしました。

主催者である三村明夫奉祝委員会会長の式辞、安倍晋三内閣総理大臣の祝辞に続き、天皇陛下御即位奉祝曲・組曲「Ray of Water」が披露されました。この組曲は、作詞を岡田恵和氏、作曲を菅野よう子氏が手がけ、オーケストラ演奏による第一楽章「海神」、ピアニスト辻井伸行氏による第二楽章「虹の子ども」、そして人気グループ「嵐」の歌唱による第三楽章「Journey to Harmony」の三楽章構成になつており、大型ビジョンには、天皇陛下がにこやかに奉祝曲をお聞きになるお姿や皇后陛下が涙ぐまれる様子

いて東京都神社庁などが主催し、都内の神社を中心とする計三十団体による神輿や山車、お囃子などが練り歩き、奉祝ムードを盛り上げました。

第二部の「祝賀式典」では、二重橋前特設舞台及び皇居前広場を会場に、午後五時頃より午後七時頃まで行われました。皇居前広場には三万人の席が用意され、皇居外苑地区及び日比谷野外音楽堂にも大型映像設備が設置され、天皇陛下の御即位を寿ぐ約四万人以上の人々が参集しました。

オープニング演奏は陸海空自衛隊合同音楽隊がつとめ、「鬼太鼓座」の大太鼓による振れ太鼓の後、古屋圭司奉祝議員連盟幹事長が開会を宣言。女優の芦田愛菜氏、歌舞伎俳優の松本白鸚氏、日本経団連名誉会長の御手洗富士夫氏、日本オリンピック委員会会長の山下泰裕氏など、各界を代表する方々からお祝いのメッセージが寄せられました。また、画家マークエステ



なども映し出されました。

その後、ソプラノ歌手森谷真理氏が国歌を独唱し、参加者一同が国歌を齊唱しました。

天皇陛下は続いてお言葉を述べられ、「ここに改めて、国民の幸せを祈るとともに、我が国の一層の発展と世界の平和を願います。今日は寒い中にもかかわらず、このように大勢の皆さんのが集まり、即位をお祝いいただくことに深く感謝いたします。」と皇居前広場に集まつた人々へ温かいお心を示されました。

続いて、伊吹文明奉祝国会議員連盟会長の先導による聖寿万歳が三唱されると、両陛下は、笑顔で提灯を振つてお応えになられました。

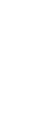
皇居前広場に参集した参加者による奉祝の熱気冷めやらず、国旗小旗が打ち振られる中、両陛下が御退けられ、国民祭典は無事に幕を閉じました。

憲法改正を巡っては、昨年の臨時国会期間中、三度にわたり衆院憲法審査会が開かれ、二年ぶりに自由討議が実施されました。しかし、自由討議では昨秋の与野党議員団による欧州視察の報告に終始し、結果、実質的な憲法議論どころか一年より審議が見送られている国民投票改正案すら成立は叶いませんでした。他方、参院憲法審査会では審査会の会長を選任するために、わずか「三分間」しか開催されず——憲法審査会は衆参ともに停滞した状態が続きました。



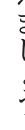
憲法改正について、国民の声に耳を傾け、速やかに具体的な改憲項目について議論を進めるためには、まずは改憲手続きを定める国民投票法改正案について早急に審議し可決する必要があります。

議院だけでも毎年、職員の人事費を含め、約二億円ものお金を使つていて。また、二十三年に第一回の審査会が開かれてから八年間、約十六億円の税金を使いながら改憲原案の一本も作れなかつた。これを無駄遣いといわす何といえよう。」と議論に応じようともしない野党の姿勢を厳しく指摘しています。



一方、憲法論議が遅々として進まない間に、日本を取り巻く国際環境は日々変化し、その厳しさ

は一層増しています。相次ぐ北朝鮮の弾道ミサイル発射や全く進展が見られない朝鮮半島の非核化を巡る問題、海洋覇権を目論む中国の軍備拡充の問題等、我が国の安全保障上の「脅威」となり得る問題が山積しています。



そもそも、今回の国民投票改正案は、駅や商業施設での共通投票所の設置や、水産高校の実習生に洋上投票を認めることなどを対象としており、平成二十八年に改正済みの公職選挙法と足並みを揃えるものに過ぎず、共産党を除き改正案の内容について反対意見はありません。また、昨今の世論調査の結果を見れば、国会での速やかな憲法論議を多くの国民が望んでいることは明らかです。にもかかわらず政権批判に終始し、まともに憲法論議に応じることなく、貴重な時間をいたずらに消費しています。これら野党の行動が本当に責任ある国会議員の行動といえるのでしょうか。大いに疑問が残ります。

本連盟政策委員である百地章・国士館大学特任教授は、産経新聞への寄稿で「憲法審査会は衆



本年年頭にあたり、安倍首相は「未来をしっかりと見据えながら、この国のかたちに関わる大きな改革を進めていく。その先にあるのが、憲法改正だ」と述べ、憲法改正に向けて強い意欲を示しました。

今国会においては、内閣総理大臣主催の「桜を見る会」やIR事業を巡る問題等により、憲法論議の進展はこれまで以上に難航することが危惧されます。

本連盟では引き続き、停滞する憲法論議を促進し、憲法改正の実現を目指すべく、国会議員懇談会と連携を密にし、国会での実践活動を展開するとともに、全国の主要都市での「公開憲法フォーラム」の開催等を通じて、民間の改憲気運の醸成に努めて参ります。また、美しい日本の憲法をつくる国民の会をはじめ関係諸団体と協力し、憲法改正論の加速を求める国会請願活動や、全国二八九小選挙区における「憲法改正研修会」の開催と「国民投票連絡会議」設立を推進していきます。

令和元年十一月二十一日、「安倍首相靖國神社参拝東京訴訟」の上告を棄却する決定が最高裁で下されました。

本訴訟は、平成二十五年十二月の安倍首相の靖國神社参拝を巡り首相の参拝差し止め等を求めて、平成二十六年四月に東京地裁に提訴されたもので、平成二十九年四月二十八日に原告全面敗訴の判決が下されました。続く東京高裁は、翌年二月二十五日、「参拝は、国民や諸外国の人に対して、靖國神社の教義に賛同を求めるものではなく、原告らの信仰に圧迫や干渉を加えるものではない」として地裁の判決を支持し、原告の訴えを棄却したことから、原告が最高裁に上告していたのです。

棄却理由について最高裁は、「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、判

安倍首相靖國参拝東京訴訟 最高裁が上告を棄却

令和元年十一月二十一日、「安倍首相靖國神社参拝東京訴訟」の上告を棄却する決定が最高裁で下されました。

本訴訟は、平成二十五年十二月の安倍首相の靖國神社参拝を巡り首相の参拝差し止め等を求めて、平成二十六年四月に東京地裁に提訴されたもので、平成二十九年四月二十八日に原告全面敗訴の判決が下されました。続く東京高裁は、翌年二月二十五日、「参拝は、国民や諸外国の人に対して、靖國神社の教義に賛同を求めるものではなく、原告らの信仰に圧迫や干渉を加えるものではない」として地裁の判決を支持し、原告の訴えを棄却したことから、原告が最高裁に上告していたのです。

首相の靖國神社参拝については、今後も首相や閣僚の靖國神社参拝の定着化を目指し、活動を続けて参ります。

めざせ憲法改正！神政連からのお知らせ

①公開憲法フォーラムー「さいたまの開催

本連盟では「公開憲法フォーラム」を、これまで、福岡、大阪、名古屋、金沢の四都市で実施して参りました。

この度、第五弾として、埼玉県さいたま市で三月三日に「公開憲法フォーラムー「さいたま」を開催いたします。当日は地元の方をはじめ、隣県にお住まいの方など、多くの皆さまの「ご参加をお待ちしております！」

日 時 令和2年3月3日(火) 開演18時
(17時頃会場)

場 所 ソニーライフシティ小ホール
(さいたま市大宮区桜木町1-1-2 ソニーライフシティ小ホール棟2階)

募集人数 496名(先着申込制です)

申し込み方法

①Fax 03(6087)8321
②メール protectjapan0303@jinjahoncho.or.jp



神道政治連盟HPの申込み方法
ご記入のうえお申し込みください。本フォーラムをお知りになったきっかけを必ず「記入ください。
同伴の方がいる場合はその方の氏名等も必ず「記入ください。
次第細め切りといたします。※お申し込みいただいた方に「あらため入場ハガキを送付せん」となれます。※当日はお手元に届いた入場ハガキを必ず持参ください。

②「憲法改正促進標語」作品募集について

本連盟はこの度結成五十年を迎えた。現在、記念事業の一環として、国民の憲法改正気運の更なる醸成に資することを目的に、憲法改正を推進する標語を募集しております。最優秀賞ほか各賞に選ばれた方には賞金と豪華副賞の贈呈を行います。皆さま奮って「ご参加ください！」

募集期間 令和2年1月15日～3月31日迄(締切日必着とします)

募集内容 憲法改正に関する標語(スローガン)

文字制限 皆さん熱い思いを、[20文字以内]で纏めてご応募ください。

応募方法 ①Fax 03(6080)8321
②メール mezase-kaiken@jinjahoncho.or.jp

③郵送 T-151-0053 東京都渋谷区代々木1-1-2
神道政治連盟 憲法改正促進標語作品募集係



神道政治連盟HPの応募専用チラシをご確認いただき、必要事項をご記入のうえご応募ください。
未成年の場合は保護者の同意が必要となります。
※プロアマ・年齢は問いません。日本国籍を有する方優先です。応募作品は一人一件までとします。

神政連が取り組む課題

—最近の動向—



皇室

天皇・皇后両陛下におかれましては、すべての御代替りの諸儀式を恙無く執り納めされましたこと、心よりお慶び申し上げます。

今後、四月十九日には秋篠宮皇嗣殿下が皇位継承順位一位となられたことを国内外に示す「立皇嗣の礼」が予定されています。

一方、皇位継承を巡る議論について、昨年十一月、政府は本格的な議論を「立皇嗣の礼」以降に先送りする方針を固めました。そのような中、自民党的保守系有志議員による「日本の尊厳と国益を護る会」（代表幹事・青山繁晴参議院議員）は、今後の議論に資するべく、安倍首相に対し、旧宮家の男系の子孫の皇籍復帰等の具体策を盛り込んだ提言書を提出しました。他方、立憲民主党や共産党など一部野党は、女性天皇や女系天皇を認めて、女性宮家を創設することに賛同する方針を示しています。

います。

一方、我が国固有の領土である尖閣諸島を巡っては、昨年、尖閣諸島周辺の接続水域で確認された中国公船は千隻を超えて過去最高数を記録しました（海上保安庁調）。本年も、既に中国公船の領海及び接続水域への侵入が確認されており、経済分野での協力体制など表面上の融和とは裏腹に、日本中の緊張関係は一層高まっています。

北方領土については、昨年末、茂木敏充外相はモスクワでロシアのラブロフ外相と会談し、平和条約締結に向けて対話が行われましたが、北方領土問題については、両国の立場の隔たりは大きく、依然として具体的な進展は見られませんでした。他方、ロシア側は日露協定に基づき北方領土の歯舞群島付近で操業していた日本の漁船を一時的に拿捕するなど、領土問題に対する強硬姿勢を強めています。

本連盟では引き続き、我が国の国益と安全保障に大きく関わるこれらの問題について、日本政府の毅然とした対応を支援して参ります。

神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日本人らしさが忘れられつつある今、「この国に誇りと自信を取り戻すために、私たちはさまざまな問題に取り組んでいます。

本連盟では男系継承が歴史的に維持されてきた意義や女性天皇や女系天皇の問題点について要点を纏めた啓発チラシを配布するなど、引き続き啓発活動に取り組んで参ります（啓発チラシの詳細は冊子裏面をご覧下さい）。



安全保障

北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長は島の非核化交渉を巡る米国の対応に不満を示し、一昨年より中止していた核実験や大陸間弾道ミサイル（ICBM）発射の再開を示唆しました。今後、北朝鮮は更なる軍事的挑発を仕掛けるとみられて



歴史認識

日韓関係の悪化のきっかけとなつた旧朝鮮半島出身労働者を巡る問題について、昨年十二月、韓国国会の文喜相議長が解決策として纏めた法案が韓国国会に提出されました。法案は、①日韓両国の企業と国民の寄付金で財団を設立し、その基金から、徴用工や挺身隊員だったと主張する「強制動員被害者」に「慰謝料」や「慰労金」を支給すること、②支給を受ける場合、判決に基づき差し押された日本企業の資産の強制執行や公判請求の権利を放棄すること、などの内容が明記されています。しかし、本法案について韓国内の市民団体は「日本からの謝罪がないまま免罪符を与える内容だ」と反発、また、韓国大統領府も内容について否定的な見解を発表するなど、法案成立まで議論は紛糾することが予想されます。

また、関連する訴訟の原告側の代理人弁護士や支援団体は問題解決に向けて日韓の学者、政財界関係者による協議会の設立を提案しています。同協議会は問題解決のためには日本の謝罪を前提としており、我が国の立場と相反するものです。

本連盟では、日本政府の対応も含め、今後の動向を引き続き注視して参ります。

いま、皇位の男系継承が 変えられようとしています！

今後、政府や国会では皇室典範特例法の附帯決議にもとづき、

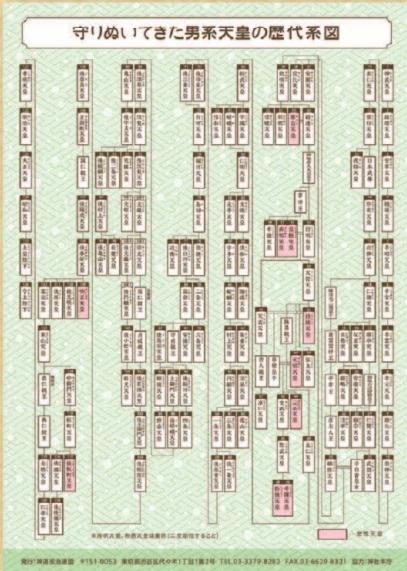
安定的な皇位継承を確保するための諸課題や、

いわゆる「女性宮家」の創設等について、議論が行われることが予想されます。

かかる議論に備え、本連盟では、男系継承の意義等、

皇位継承の要点を纏めたチラシを作成致しました。

ぜひご一読ください！



いま、皇位の男系継承が 変えられようとしています！

男性皇族数の減少から、今後、政府や国会では、
皇室典範特例法の附帯決議にもとづき、安定的な皇位継承の確保や、
いわゆる「女性宮家」の創設等の問題について議論が行われます。
すでに立憲民主党や共産党は、これまでの男系継承の伝統を変える
「女性天皇」や「女系天皇」の容認、「女性宮家の」創設の方針を
示していますが、はたして、これらの検討が皇位の
安定的継承につながるのでしょうか。

答えは「ノー」です！！

皇位継承
間違えちゃ
いけない
ポイント！

ポイント①
「女性天皇」や「女系天皇」を認めて、
「女性宮家」をつくることは
皇位の「突然」につながりません。

ポイント②
伝統にのっとり、皇位継承の
将来的な「安定化」を
はかる方策はあります。

A3 2つ折パンフレット：縦29.7cm×横210cm フルカラー4頁

ご希望の方は中央本部へお問い合わせ下さい。尚、神政連のホームページにも掲載しております。



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号
電話 03(3379)8282 FAX 03(6629)8321
http://www.sinseiren.org/